

欧州連合の供給者に対する特定調達契約に係る入札の取扱いについて

標記の件については、総務省自治行政局が発出した平成 30 年 12 月 27 日付総行行第 277 号「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について（通知）」のとおり、平成 30 年 12 月 21 日に当該政令が公布されました。

また、平成 31 年 1 月 31 日付総行行第 18 号「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を定める件」の公布について（通知）」により、中核市における欧州連合の供給者に対する物品等又は特定役務の調達手続による契約（以下、「特定調達契約」という。）に関し、総務省告示が示されたところです。

上記通知に基づき、本市が行う一般競争入札における欧州連合の供給者に対する特定調達契約に係る取扱いは下記のとおりとなります。

記

1. 本市（上下水道局を含む）が実施する一般競争入札において、原則として、その予定価格（税込）が、物品・一般委託（一部コンサルを含む）については 4,000 万円以上、コンサル（工事系委託）については 3 億円以上のものについては、欧州連合の供給者を入札参加可能とします。（工事案件については、中核市は特定調達契約の対象外となります。また、物品・一般委託についても業務内容等によっては適用対象とならない調達契約があります。）

2. 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に基づき、入札参加資格の所在地要件を市内としている案件については、現地の中小企業による調達手続きへの参加を奨励するための政策上の計画をもって特定調達契約の対象から除外されることから、横須賀市中小企業振興基本条例の適用をもって特定調達の対象外とします。（所在地要件を準市内及び市外までとしている場合は特定調達の対象となります。）

3. 特定調達契約に該当する入札案件の公告文に、欧州連合の供給者が当該案件に参加可能である旨を明示します。

4. 特定調達契約における入札参加資格認定申請の手続きについては、かながわ電子入札共同システムのホームページ（<https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の説明によること。

【お問い合わせ先】

横須賀市財務部契約課

電 話：046-822-9791

F A X：046-828-3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp